

吉城園周辺地区保存管理・活用事業について

1. 現状と課題	1
2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理	2～10
3. 当初計画	
3-1 当初計画概要	11
3-2 ご意見	12
4. 計画変更内容	
4-1 変更の主旨	13
4-2 名勝奈良公園の価値を向上させる保存の観点からの変更	14～26
4-3 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更	27～34
5. その他	35～41

2019年4月26日

奈良県

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

1. 現状と課題

■ 位置

- ・ 吉城園周辺地区は、都市公園奈良公園(約500ha)の西端に位置し、奈良公園の玄関口に位置する場所(約3.1ha)である。
- ・ 近鉄奈良駅から大宮通りを東に移動し、興福寺、県庁舎を経て、東大寺に至る奈良公園の主要ルートに面している。

■ 成り立ち

- ・ 中世から近世にかけて、興福寺境内として関係諸院・諸坊等が立地

- ・ **大正11年に計画地の一部が国指定「名勝奈良公園」に指定**

- ・ **昭和2年に計画地全てが追加指定**

■ 現状と課題

- ・ 吉城園周辺地区は、「御認証の間」を残す知事公舎をはじめ、**当該地独特の邸宅の佇まいが残っているが、一部、建物の老朽化が著しく、また、樹林地も鬱蒼としており、十分に維持できていない。**



老朽化が進む旧青少年会館

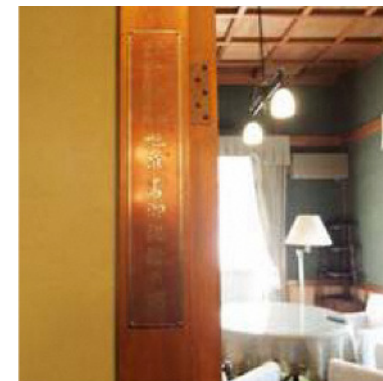


鬱蒼とした樹林地

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。



吉城園周辺地区の位置(赤枠)



知事公舎
批准書御認証の間入口



2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

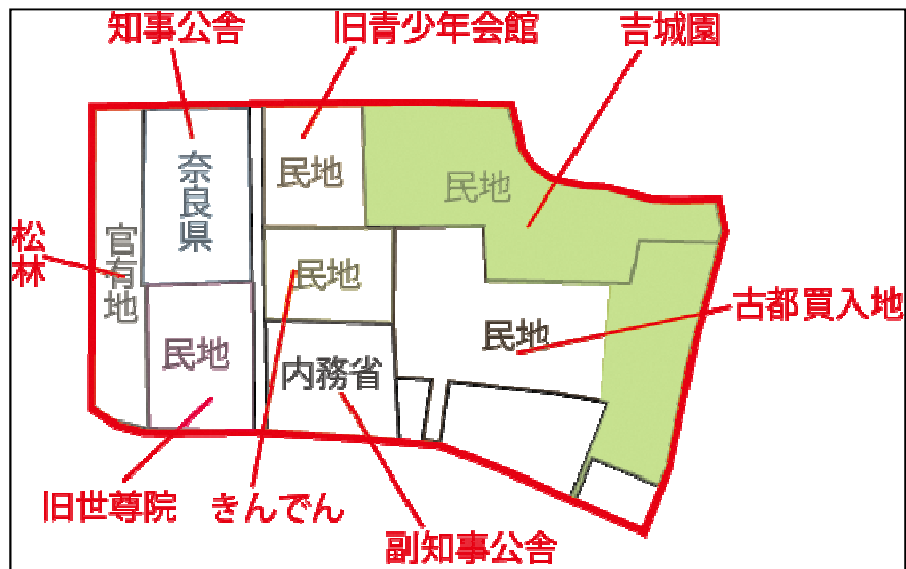
- 整備計画の検討に当たっては、吉城園周辺地区の価値を高める整備となるよう、計画地の主な価値である「①地割り」、「②樹林地」、「③建築物」に十分配慮することとする。

吉城園周辺地区の価値を構成する主要素	整備計画の検討に当たっての前提条件の整理
① 地割り	<ul style="list-style-type: none">過去の地割りの変遷から継承すべき地割りについて整理また、当該地をとりまく塀と各敷地内の塀の扱いについて整理
② 樹林地	<ul style="list-style-type: none">過去の航空写真や毎木調査の結果、奈良市庭園悉皆調査の結果から、計画地の植栽計画を整理
③ 建築物	<ul style="list-style-type: none">各建物の価値とその活用方針等について整理

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

1. 地割りの価値の継承

② 大正11年（1922年）※名勝指定時



○現在の地割り



現在の地割りは、名勝指定時の②大正11年の地割りを色濃く継承している。

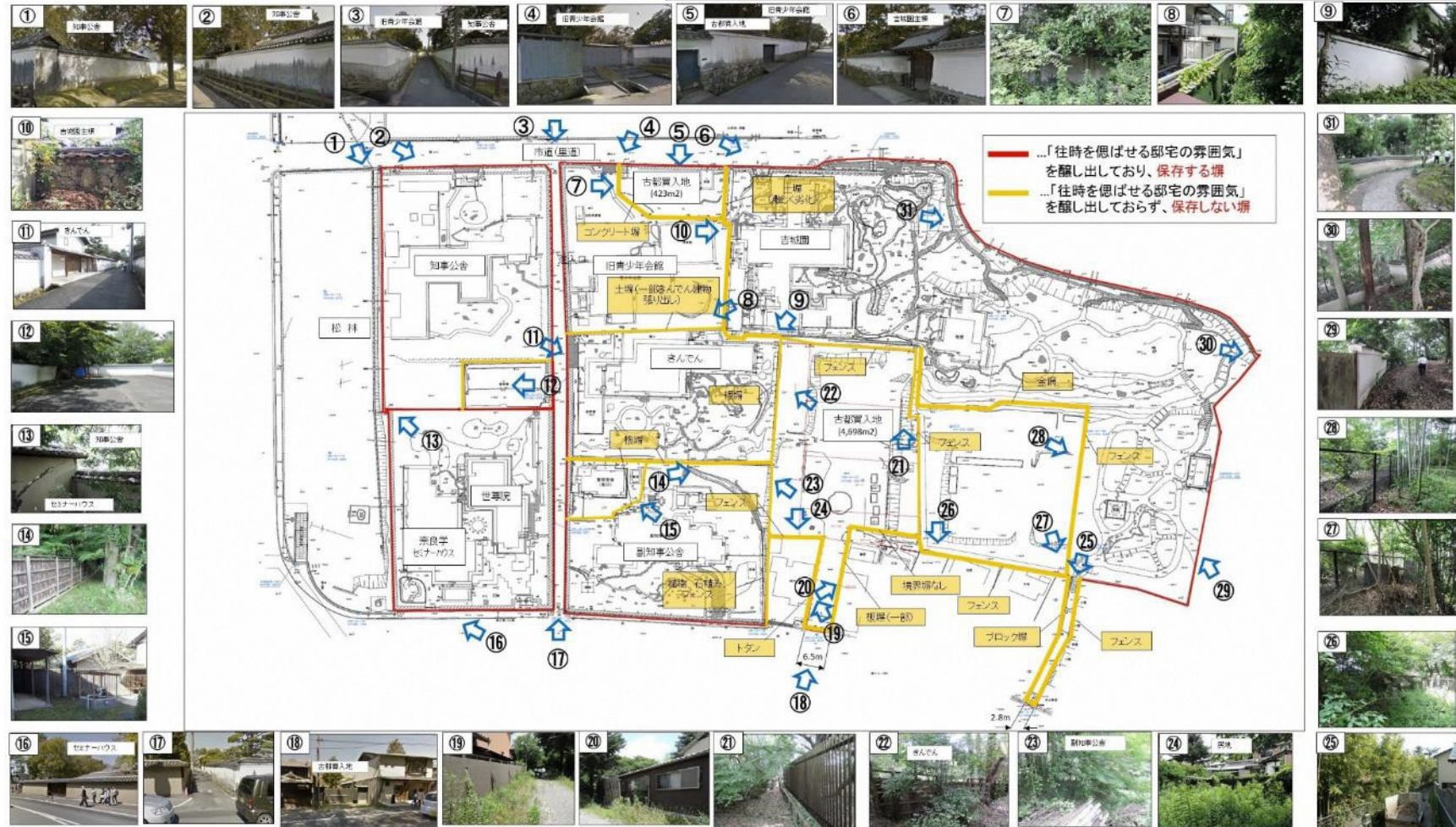
名勝指定当時の地割りを保全し、連綿と続いてきた当該地の空間美を後世に伝える。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

1. 地割りの価値の継承

【保存・活用コンセプト】

吉城園周辺における名勝の価値は、江戸末期から昭和初期の和と洋が織りなす近代建築物と、
往時を偲ばせる邸宅の雰囲気を醸し出す空間美



保存・活用の方針

・「興福寺旧境内」が形成する良好な風致を継承し、「往時を偲ばせる邸宅の雰囲気を醸し出す空間美」が感じられるよう、名勝指定当時の地割りを保全する。

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承

・奈良市庭園悉皆調査等による各施設の庭園の現状は以下のとおり。

施設名	庭園の現状
知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は表門から玄関までの前庭、その東の洋館応接室前の北庭、居住棟の東から南に広がる南庭の3区画で構成される。 前庭は、築山のある車回しを設け、その中央にマツや立石を配する。 前庭の東西両面は板塀で限られ、塀沿いに並ぶヒノキやスギが圍繞感を醸し出している。 北庭は、公邸の洋館応接室からの鑑賞を意図した平庭で、モミ、ヒノキ、スギ等の針葉樹の混植により、独特の深林の趣を呈している。 南庭は、東方の若草山や春日山への眺望を重視した、明るく開放的な作りの庭である。 北庭における針葉樹の使い方や、南庭における眺望を重視する構成、随所に伏石を据えること等に、近代庭園の特徴を良く残しているが、灌木の繁茂によりその特徴が見えにくい状態にある。
吉城園	<ul style="list-style-type: none"> 大正期の大石趣味を色濃く反映した庭園。 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割を果たしている。
世尊院	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は客殿を取り囲む5つの区域に区分され、玄関前の庭、客殿の東・西・北の庭、セミナーハウス北の庭がある。 表門から玄関前の庭は客殿およびセミナーハウスへのアプローチで、格子状にコンクリートを打ち、その中を細粒の舗装が施されている。 客殿の東の庭は砂利敷きの中に大ぶりの景石を配し、客殿北の庭に繋がっている。 客殿西の庭は、客殿とセミナーハウスを繋ぐ中庭のような空間であり、両方の建物から見るために構成された庭である。 北庭には、ウメ、エノキ、カシ、クスノキなど、古木、巨木が多く、江戸時代の旧世尊院庭園の残像を伝えている。
副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は表門から玄関までの前庭、私邸部南の庭、私邸部北の庭からなる。 表の庭は南東隅に低い築山があり、その手前に石組み護岸の池が設けられている。 裏の庭の北にはコンクリートのたたきの小道と3つの花壇が配置されている。 敷地の北東部に1m強の素彫りの溝が斜行するが、庭の景として積極的な利用がされた様子はない。 表の庭は私邸の南面する座敷から眺める庭であり、若草山などの東の山を意識した構造にはなっていない。 土塀の向こうのクロマツとの調和を意図したクロマツの植栽がみられ、アセビやオガタマノキ等この場所ならではの植栽もみられる。
旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は二階建ての和館および講堂の南側に位置する主庭と、北面する玄関付近の前庭がある。 前庭は建物周りに幾分かの石を据え、植え込みに沿って土留めとしている。 主庭は敷地南東側を1m程度盛土し築山風にして地形に変化をつけている。 植栽は長年手入れされておらず、建物に迫っているものも多い。
きんでん	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は西側のロビー前の平庭、東側の築山のある池庭に二分される。 平庭はテラスに面して幅1.5mある沓脱石を打ち、中央付近に幅7mのしだれ桜を配する。 要所に高さ2mから3mまである灯籠や景石を配置しており、ロビーからの眺めが強く意識されている。 東側の池庭には、中央部に築山を設け、周囲に飛び石を打ち、回遊できるようにしている。 飛び石には2mを超える大振りな石も用いられている。 ロビーの東面と食堂前に南東から細長い池が延びる。 池の中央に長さ3mの石橋、池の南東奥に高さ2.4mの鏡石、池の北西隅に高さ1.5m、幅1.5mある巨大な手水鉢が配置されている。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承

- 各施設の樹林地の価値評価と方針について以下に示す。

施設名	価値評価と方針
知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以前に整備された施設であり、当時の建物と庭園の関係性を今に伝える要素のひとつと言える。庭園は、建物の性格と連動した3区画で構成され、近代庭園の特徴を有し、各々異なる風趣を呈している。 よって、 重要な景観として、当初の特徴が灌木の繁茂で見えにくい現状を改善し、3区画の風趣を活かした樹木景観を創出する。
吉城園	名勝指定(大正11年)以前に整備された施設であり、庭園としても、樹林地としてもその価値が現在まで継承されてきたため、 今後もこれまで同様に保存していく。
世尊院	世尊院の建物自体は名勝指定(大正11年)以前に整備されたものであるが、昭和62年～平成元年における改修、保存時に手を加えられており、庭は原型を留めていない。ただし、旧世尊院庭園の残像を伝える古木・巨木が多く、固有の風致を有する。 よって、 重要な景観として、保存樹に配慮し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
副知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であるが、知事公舎に見られる建物と庭園の関係性を持つため、知事公舎と同様にその関係性を今に伝える要素のひとつと言える。 背景となっている奈良公園のクロマツとの調和を意図したクロマツなど、随所に特徴のある植栽がみられる。よって、 重要な景観として、保存樹に配慮し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
旧青少年会館	明治期に大規模な住宅が建てられ、昭和32年に県所有となり青少年会館として活用されていた。 庭園の特徴は判読しづらいが、奈良公園のマツを背景にした市道から南への景観形成や、吉城園主棟から当該地を望む景観の背景形成等、この一帯における重要な樹木景観となっている。 よって、 重要な景観として、保存樹に配慮しつつ、樹木景観を創出する。
きんでん	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であるが、沓脱石や石橋、池の護岸石、飛石に巨石を使う等、大正期の住宅庭園に好まれた意匠がみられる。 よって、 重要な景観として、現存する庭石、水景、築山の保全を中心に、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
古都買入地	航空写真から住宅が建てられた時代もあったが、概ね過去の樹林地を継承していると言える。 よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承

①林床の明るい樹林地の創出

②奈良公園の景観を背景とした樹林地の創出
(遠景)

③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地の創出
(中景)

④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地の創出
(近景)

現在の鬱蒼とした樹林地



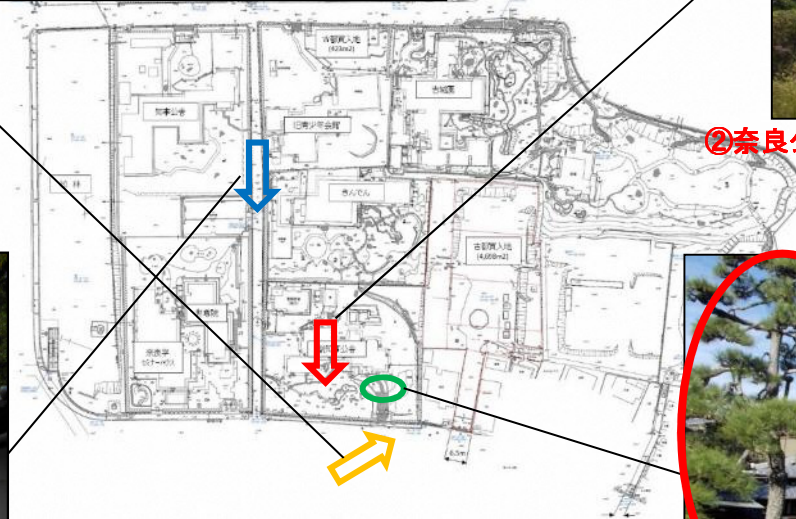
①林床の明るい樹林地



背景となるマツ



②奈良公園を背景とした樹林地【遠景】
(副知事公舎から南側の奈良公園を望む)



③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地【中景】
(市道から南側を望む)



正真木「クロマツ」

④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地【近景】
(副知事公舎玄関部の正真木「クロマツ」)

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

3. 建築物の価値の継承

基本的な考え方

- 吉城園周辺地区は、中世から近代に至る連綿とつづく歴史・文化を伝える重要な役割を果たしている。
- 吉城園周辺地区を構成する自然的要素、歴史的・文化的要素、公園的要素、その他要素の価値を見定め、積極的な保存を図る。

	構成要素	価値評価
保存する構成要素	吉城園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有形文化財 ・ 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割 ・ 奈良公園の重要な景観構成要素である吉敷川や沿川の樹林地に面し、連続した景観を形成
	知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重厚な雰囲気を持つ木造平屋建であり、歴史的価値を有する「御認証の間」が概ね当時のまま残る ・ 洋館応接室からの鑑賞を意図した北庭及び、居住棟の東から南に広がる南庭は、建物と相まって構成される要素となっている
	旧世尊院客殿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中庭・屋敷林とともに、入母屋造棧瓦葺の玄関や客殿など、公園の風致・景観と一体となった意匠、形態である貴重な建築物
	副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公邸部は洋館となっており、その建築様式は奈良公園周辺では珍しい ・ 併せて、南側の庭は流れがあり、刈り込まれた庭木が配置され、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素となっている
	旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に保存状態は良くないが、和風住宅に独立した洋館がつく、奈良市では珍しい建物
	松林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「轟橋行人」・「雲井阪の雨」として南都八景に選ばれたみどり池に連続する松林であり、その歴史を伝える重要な要素
	築地堀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉城園外周を区画する築地堀は、鹿の侵入を防止し、本地区の風致を維持向上する要素

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

3. 建築物の価値の継承

- 各建築物の保存管理・活用方針については、以下のとおり。

既存施設	保存、撤去等	保存管理・活用方針
知事公舎	公舎・庭園の風趣を活かした樹木景観を保存	公舎を保存管理・活用した便益事業等の実施
旧世尊院客殿	客殿・中庭の保存	旧世尊院を保存管理・活用した便益事業等の実施
吉城園	主棟・茶室・庭園の保存	主棟・茶室を保存管理・活用した便益事業等の実施
副知事公舎	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	公舎を一部保存管理・活用した便益事業等の実施
旧青少年会館	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	青少年会館を一部保存管理・活用した便益事業等の実施
国際奈良学セミナーハウス	解体・撤去	民間施設の新規整備
奈良県警本部長秘書官宿舎	解体・撤去	民間施設の新規整備
きんでん保険組合奈良保養所	-	民間施設の新規整備
古都買入地	-	民間施設の新規整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外周の築地塀の保存 ・敷地内の塀のうち、塀としての価値がないものは撤去 ・名勝指定当時の地割りの保存・継承 ・奈良公園を構成する重要な松・桜・楓・杉については保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・築地塀への出入口設置

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。